



普通取引約款
KRAIBURG TPE GMBH & CO. KG

第1条 総則

1. 本普通取引約款（約款）は、当社の取引先（以下、「買主」と）との一切の取引関係に適用される。買主が事業者（ドイツ民法典第14条）、公法上の法人または公法上の特別財産である場合にのみ、本約款は適用される。
2. それが当社製か、当社の供給業者からの仕入品かの別を問わず、本約款は特に動産の販売および／または納入に適用される（ドイツ民法典第433条、第650条）。別途定めのない限り、その都度個別に指摘する必要なしに、本約款は将来の同様契約にも適用される基本契約と見なされる。
3. 本約款は排他的に適用される。本約款に相反する、または本約款から逸脱する、または本約款を補足する買主側の約款がある場合も、当社がその効力に書面で明示的に同意する場合を除き、当社はそれを一切認めない。当社の供給業者がその書類で自社の普通取引約款に言及し、当社がそれに対する異議を明示的に唱えない場合も、上記の同意要件は適用される。
4. 個別に締結される（付帯取り決め、補足、変更を含む）個別合意は、本約款に優先される。当該合意の内容は、書面で締結された契約または当社の確認書に基づくものとする。
5. 契約に関する買主の法的に重要な意思表示および通知（期限の設定、瑕疵の通知、契約解除、または代金減額など）は、必ず書面によらねばならない。本約款の意味における書面には、文書形式およびテキスト形式（書簡、Eメール、ファックスなど）が含まれる。
6. それが本約款において直接、変更されている、または明示的に排除されている場合を除き、別途の明言がなくても、法規定は補足的に適用される。

第2条 契約の締結

1. 当社のオファーは約定されたものではない。当社がその所有権および著作権を留保したうえで、技術文書（製図、データシート、仕様書など）、その他の製品説明や書類を電子形式のものも含めて買主に提供した場合も、これは同様に適用される。
2. 買主による商品の注文は、拘束力のある申し出と見なされる。発注書に別途定めのない限り、当社は当該申し出が当社に届いてから14日以内にそれを受理する権利を有する。
3. 買主からの注文の受理を以て、はじめて契約は成立する。書面（受注確認書など）により、または買主への商品の出荷により、受理の意思を表明できる。
4. 買主により注文された納入数量から、業界で一般的な範囲で逸脱することが留保される。

5. (ドイツ民法典第650条、第648条に基づく) 自由な解除権は認められない。

第3条 納入条件

1. 納期は個別に取り決められるか、または当社が注文の受理時に明記するものとする。
2. 当社の非によらない事由(当社の供給業者からの納入の欠如、不可抗力によるサプライチェーンの乱れなどによる履行不可)により当社が拘束力のある納期を遵守できない場合、当社は直ちにそれを買主に通知し、その状況に応じて適切な納期を設定し直す。新たに設定した納期でも給付を履行できない場合、当社は契約の全部または一部を解除する権利を有する。既に行われた反対給付があれば、当社はそれを速やかに払い戻す。(給付義務の排除などの) 当社の法定権利は、これに影響されない。
3. 当社の納品に遅延が発生する場合、法律の定めに従う。ただし、いずれの場合も買主による督促を必要とする。
4. 納入条件は、当社の受注確認書に記載の通りとする。納入条件が受注確認書に明記されない、または事前の受注確認なしに納品による受理が行われる場合、納入はEXW [工場渡] (インコタームズ2020) に基づいて行われる。買主の要求があれば、買主の費用負担のもとに商品は別の仕向け地に発送される(履行地以外への納入契約)。明示的に別途定めがない限り、当社は発送形態(特に運送会社、発送経路、梱包)を自身で決める権利を有する。
5. 商品の偶発的な消滅および偶発的な劣化の危険は、遅くとも引渡し時に買主に移転する。商品の発送は、買主の危険(消滅、劣化、遅延)負担のもとに行われる。すなわち、商品引渡しの時点において、当該の危険は発送履行者に指定された人物に移転する。当社の非によらない事由により発送が遅延する場合、当該の危険は発送準備完了の通知の時点をもつて移転する。受理の遅延を事由とする法定の危険移転は、これに影響されない。

第4条 価格および支払条件

1. 個別に別途定めがない限り、契約締結時における最新価格が適用される。当社の価格は常に工場渡し条件で、法定付加価値税は別途とする。

2. 履行地以外への納入契約（第3条第4項）の場合、工場からの輸送費と諸掛、および場合により買主が要望する貨物保険は買主の負担とする。梱包費については、当社がその実費を請求する。関税、手数料、税金、その他公課は買主の負担とする。
3. 売買代金は請求書発行および商品納入から14日以内に支払うものとする。支払期限を過ぎた時点から、買主の支払遅延が発生する。支払遅延期間中は、その時点で有効な遅延利息の法定利率で売買代金に利息を計上する。その際、利息以外の権利も留保される。
4. 当該の反対請求が法的に確定されている、または当社により承認されている場合に限り、それを相殺または留置する権利が買主に認められる。納入に瑕疵がある場合、特に瑕疵に相応な割合で売買代金の一部を留保するという買主の反対権利は、これに影響を受けない。
5. 買主の給付能力の欠如（破産手続開始の申立など）により、当社の支払請求が危険にさらされる場合、当社は法規定に従って履行を拒否する権利、または場合により認められる猶予期間の経過後に契約を解除する権利を有する（ドイツ民法典第321条）。さらに、当社は支払期限を直ちに短縮する、または前払いが行われる場合にのみその後の納品を行う権利を留保する。特注品の場合、当社は即座に契約解除を宣言できる。猶予期限設定の不要性に関する法規定は、これに影響されない。

第5条 所有権留保

1. 現在および将来のすべての当社債権が全額支払われるまで、当社は納入された商品（所有権留保商品）について所有権を留保する。
2. 担保された債権の全額支払いまでは、所有権留保商品に第三者の質権を設定する、またそれを担保に供することはできない。破産手続開始の申立がなされた場合、または所有権留保商品が（差押えなどにより）第三者に供される場合、買主はそれを直ちに書面で当社に通知しなければならない。
3. 売買代金の不払いをはじめとする義務違反がある場合、当社は法規に従い契約を解除する、および／または商品の引渡しを要求する権利を有する。引渡し要求はそのまま、契約解除の宣言につながるものではない。むしろ、当社に要求する権利があるのは商品の引渡しのみで、契約解除は留保される。未払いの売買代金がある場合、適切な猶予期限が無為に経過した後のみ、または法規定に基づいてそれが不要であるときに限り、当社は当該権利を主張できる。

4. 買主は支払遅延に陥らない限りにおいて、正規の業務工程で所有権留保商品を加工および／または販売できる。その場合、以下の規定が補足的に適用される。
 - a) 加工、混合、または結合により生成された製品で、当社がその製造元となるものにも、所有権留保は適用される。第三者の所有権が存続する場合、当社は加工、混合または結合された商品の価額の割合に応じて共有権を取得する。それ以外の点では、所有権留保商品と同じことが同製品にも適用される。
 - b) 買主は転売から生じる請求の全額、または共有割合に対応する額を担保として、既に現時点で当社に譲渡する。当社はその譲渡を受け入れる。第2項に記載の買主の義務は、譲渡された債権に関しても適用される。
 - c) 当社がその権限を取り消さない限り、当社とともに買主も債権を回収する権限を有する。買主が支払義務をはじめとする自社の契約義務を適正に履行する限り、当社は当該債権を当社で回収する権利を自ら行使することなく、また当該の権限を取り消すこともない。契約違反があれば、当社による債務の主張において、買主は当社を支援しなければならない。
 - d) 担保として提供された商品の実現可能価額が当社債権を10%以上上回る場合、当社は買主の要求に応じて当社の自由選択により担保を解除する。

第6条 買主の瑕疵請求

1. 以下に別途定めがない限り、当社は法規定に基づいて商品に（誤謬納品や受渡数量の不足を含む）物的及び権利の瑕疵がないことについて責任を負う。
2. 当社の瑕疵担保責任は、特に（付属品および説明書を含む）商品の性状および規定用途に関して取り決められた合意に基づく。この意味における性状に関する合意とは、個別契約の対象物である一切の、または契約締結時に当社が公に（特にカタログや当社ホームページで）告知した一切の製品説明およびメーカー仕様に相当する。品質保持期間の記載は、DIN 7716準拠の保管が行われた場合にのみ効力をもつ。
3. 性状に関する合意がない限り、客観的要件（ドイツ民法典第434条第3項）に照らして法規定に基づいて瑕疵の有無を判断する。ドイツ民法典第434条第3項2号b)の意味における公的宣言については、当社に帰せられないもの以外、および本書第6条第2項の意味における契約締結時に（契約書類での言及または当社ウェブサイトでの公表などにより）当社が自らのものと認めるもの以外は、客観的要件には足りない。

4. 買主が検査・瑕疵通知の法定義務を遵守することを前提として、買主の瑕疵担保請求は成立する。組込み用またはその他加工用の商品の場合、必ず加工の直前に検査を実施する。買主が適切な検査および／または瑕疵の通知を怠る場合、法規定に基づいた瑕疵の通知、適時の通知、または適切な通知がないことについての責任を当社は免じられる。組込み用またはその他加工用の商品については、これら義務のいずれかに違反することにより当該の加工後に瑕疵がはじめて明らかになった場合も、これは適用される。この場合、特に当該費用（「分解組立費用」）の弁済を求める請求は買主に認められない。
5. 買主は通知された瑕疵を検査する機会と、それに必要な時間を当社に与え、特にその検査のために商品を当社に引き渡す義務がある。
6. 商品に瑕疵がある場合、当社は瑕疵の排除（補修）または瑕疵のない物品の納入（代替納品）のどちらにより追完履行するかを選択できる。当社により選択された追完履行の種類が個別の場合に買主にとって許諾し得ないものである場合、買主はそれを拒否できる。当社が法的な前提条件のもとに追完履行を拒否する権利は、これに影響されない。
7. 追完履行に失敗する場合、あるいは追完履行のために買主により設定された猶予期間が無為に経過するか、または法規定に基づき不要である場合、買主は売買契約を解除する、または売買代金を減額することができる。軽微な瑕疵の場合、解除権は認められない。
8. ドイツ民法典第445a条第1項に基づく手間・経費の弁済を求める買主の請求は認められない。ただし、サプライチェーン末端の契約が消費財売買である場合は、この限りではない（ドイツ民法典第478条、第474条）。買主の損害賠償請求、または無為な経費・労力の補償請求は後続の第7条および第8条に基づいてのみ成立し、それ以外の場合には認められない。

第7条 その他の法的賠償責任

1. その法的根拠の別を問わず、故意または重大な過失がある場合に限り、当社は損害賠償責任を負う。単純過失については、法的な賠償責任制限（自己のためにすると同一の注意をなす義務など）を留保したうえで、当社は以下に対してのみ責任を負う。
 - a) 生命、身体、または健康の侵害から生じる損害
 - b) 重大な契約義務（その遵守なしには契約の適正な履行が不可能であり、契約相手はその遵守を通常期待し、かつ期待してよい義務）の侵害から生じる損害。ただし、この場合に当社の損害賠償責任は、典型的に発生する予期し得る損害の賠償に制限される。

上記の賠償責任制限は第三者にも適用され、その人物の過失が法規定に従い当社の責めに帰せられる場合に同者による（同者を受益者とするものも含めた）義務違反にも適用される。当社が悪意により瑕疵を秘匿した、または瑕疵担保を引き受けた場合、上記の賠償責任制限は適用されない。製造物責任法に基づく買主の請求にも、これは同様に当てはまる。

2. 当該の義務違反が当社の責任による限り、買主は瑕疵によらない義務違反を事由として契約を解除または解約できる。それ以外の点については、法定要件および法的結果が適用される。

第8条 消滅時効

1. ドイツ民法典第438条第1項3号とは別に、物的瑕疵および権利の瑕疵に起因する請求の普通時効期間は引渡しから1年間とする。荷受け（検品）が合意されている限り、時効は荷受けを起点として計算される。
2. 建造物、または一般的な用途として建造物として使用された物件については、法定の消滅時効が適用される（ドイツ民法典第438条第1項2号）。消滅時効に関するその他の特殊な法規定（特に第438条第1項1号、第3項、第444条、第445b条）も、これに影響されない。
3. 売買法に基づく上記の消滅時効は、その請求が契約で約定されたものであるか否かにかかわらず、商品の瑕疵に起因する買主の損害賠償請求にも適用される。ただし、個別の事例において正規の法定時効（ドイツ民法典第195条、第199条）を適用すると時効期間が短縮される場合は、この限りではない。第7条第1項1文と2文(a)および製造物責任法に基づく買主の損害賠償請求は、法定の時効期間のみに基づいて消滅する。

第9条 準拠法および裁判籍

1. 国際物品売買契約に関する国際連合条約をはじめとする国際的な統一法条約を排除のもとに、ドイツ法が適用される。
2. 買主がドイツ商法典の意味における商人、公法上の法人または公法上の特別財産である場合、専属（国際）裁判籍は当社所在地のヴァルトクライブルクとする。買主がドイツ民法典第14条の意味における事業者である場合も、これは同様に当てはまる。ただし、当社はいずれの場合も納入義務の履行地または買主の普通裁判籍において提訴する権利も有する。特に排他的管轄に関する優先的な法規定は、これに影響されない。

3. 発注書に別途の記載のない限り、当社所在地を履行地とする。

版：2023年6月